

定期券払い戻し額の計算方法について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための「緊急事態宣言」発出に伴う特例払い戻し額の計算方法（通勤定期券・通学定期券）については、特例によりその申し出日に関わらず、4月7日以降の最終利用日を払い戻し申し出日とし、下記の通りの方法で払い戻しをいたします。定期券の払い戻し額はご利用状況により異なるため、払い戻し額がない場合もございますのでご注意ください。

●通用開始日から8日以降の取り扱い

- ①最終利用日以降、定期券の残りの通用期間が1か月未満の場合
⇒払い戻し額はございません。
- ②最終利用日以降、定期券の残りの通用期間が1か月以上ある場合
⇒以下の計算式により払い戻しいたします。

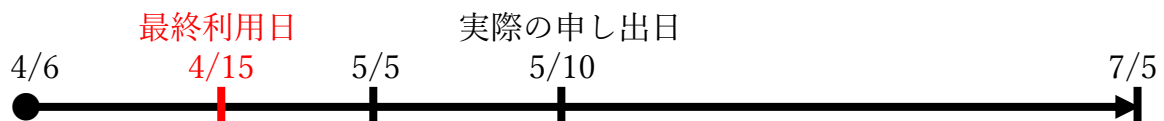
払い戻し額＝定期運賃（券面の金額）－使用済月数に相当する定期運賃－手数料220円

【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券のそれぞれ1か月または3か月の定期運賃を組み合わせで算出します。

※1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算します。

使用した月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
算出に使用する 月数の組み合わせ	1か月	1か月×2	3か月	1か月 + 3か月	1か月×2 + 3か月



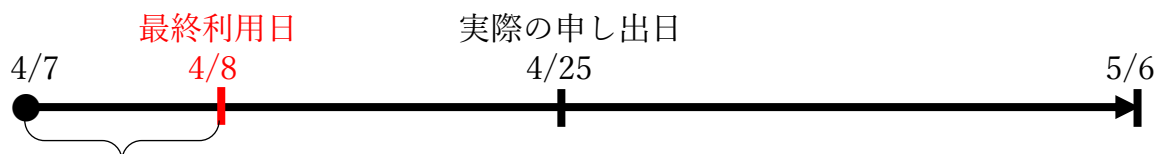
※すでにお使いになった月数=1か月分（1か月に満たない日のは数は1か月とする）

※本来は5/10が払い戻し申し出日となり2か月使用となりますが、特例により最終利用日の4/15日を払い戻し申し出日とし、1か月間使用したものとみなし計算いたします。

●通用開始日から7日以内の取り扱い

通用開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた残額を払い戻しいたします。

※通用開始日から8日目以降の1か月定期券は払い戻しをいたしません。



※すでにお使いになった日数=2日

※本来は4/25が払い戻し申し出日となり7日以上使用となりますが、特例により最終利用日の4/8を払い戻し申し出日とし、2日間使用したものとみなし計算いたします。